



宮 崎 県 公 報

平成18年3月31日(金曜日)号外 第25号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則	頁		頁
○宮崎県職員宿舎管理規則の一部を改正する規則……(総務課)	1	格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示……(物品管理課)	21
○専門委員等の報酬の額及び相当するとみなされる職務の級を定める規則の一部を改正する規則……(人事課)	1	訓 令 甲	
○現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……(")	2	○宮崎県職員研修規程の一部を改正する訓令……(人事課)	22
○職員の被服貸与規則の一部を改正する規則……(")	6	○宮崎県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……(職員厚生課)	22
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則……(障害福祉課)	6	企業管理規程	
○宮崎県立病院事業の財務に関する特例を定める規則を廃止する規則……(県立病院課)	18	○宮崎県公営企業管理者の職務代理に関する規程……	23
○物品の購入等の事務に関する規則の一部を改正する規則……(物品管理課)	18	○宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設使用規程を廃止する企業管理規程……	23
告 示		○宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設使用料規程を廃止する企業管理規程……	23
○宮崎県情報公開条例第24条の2第1項に規定する出資法人の指定……(総務課)	20	人事委員会規則	
○宮崎県個人情報保護条例第50条第1項に規定する出資法人の指定……(")	20	○公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則……	23
○全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更……(財政課)	20	○職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則……	23
○宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示……(管理課)	20	○外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則……	23
○県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示……(")	20	○一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則……	24
○県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示……(")	20	○地域手当に関する規則……	24
○県道の路線の認定……(道路保全課)	21	○特定の職員に対する地域手当の支給に関する規則……	24
○県道の路線の廃止……(")	21	○定時制通信教育手当に関する規則の一部を改正する規則……	25
○道路の区域の決定……(")	21	教育委員会規則	
○物品の買入れの等の契約に係る競走入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示……(物品管理課)	21	○県立高等学校管理運営規則等の一部を改正する規則……	25
		教育長訓令甲	
		○宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令……	26
		○宮崎県総合運動公園武道館使用料減免規程を廃止する訓令……	26

規 則

宮崎県職員宿舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年三月三十一日

宮崎県知事 安藤 忠 恕

宮崎県規則第三十二号

宮崎県職員宿舎管理規則の一部を改正する規則

宮崎県職員宿舎管理規則(昭和四十二年宮崎県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「事務部局」の下に「病院局」を加え、「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

専門委員等の報酬の額及び相当するとみなされる職務の級を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

宮崎県知事 安藤 忠 恕

宮崎県規則第三十三号

専門委員等の報酬の額及び相当するとみなされる職務の級を定める規則の一部を改正する規則

専門委員等の報酬の額及び相当するとみなされる職務の級を定める規則(昭和三十一年宮崎県規則第四十四号)の一部を次のように

改正する。

報酬の額及び職務の級の表精神保健指定医の項、労働委員会のおつせん員の項、選挙長（職務代理者を含む。）の項、選挙分会長（職務代理者を含む。）の項及び審査分会長（職務代理者を含む。）の項中「十一級」を「九級」に改め、同表選挙立会人の項及び審査分会立会人の項中「四級」を「三級」に改め、同表女性相談員の項中「五、八四〇円」を「五、八二〇円」に、「二級」を「二級」に改め、同表母子自立支援員の項中「七、八〇〇円」を「七、七七〇円」に、「二級」を「二級」に改め、同表法令の規定により出頭し又は参加した者の項中「二級」を「二級」に改め、同表講師の項中「二、六四〇円」を「二、六三〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

宮崎県知事 安藤 忠 恕

宮 崎 県 規 則 第 二 十 四 号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年宮崎県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の二を次のように改める。

（給料の調整額）

第二条の二 条例第三条の二第一項の調整額表は、別表第一のとおりとする。

別表第一を次のように改める。

別表第一 現業職給料表(第二条関係)

区分	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
		円		円		円		円
	1	110,300	55	170,100	109	265,500	163	335,000
	2	110,900	56	171,700	110	267,100	164	336,000
	3	111,500	57	173,200	111	268,700	165	337,100
	4	112,100	58	174,900	112	270,300	166	338,000
	5	112,500	59	176,600	113	271,700	167	338,900
	6	113,100	60	178,300	114	273,200	168	339,800
	7	113,700	61	180,000	115	274,700	169	340,600
	8	114,300	62	181,700	116	276,200	170	341,400
	9	114,700	63	183,400	117	277,800	171	342,200
	10	115,500	64	185,100	118	279,300	172	343,000
	11	116,300	65	186,900	119	280,800	173	343,600
	12	117,100	66	188,700	120	282,300	174	344,200
	13	117,900	67	190,500	121	283,800	175	344,800
	14	118,800	68	192,300	122	285,300	176	345,400
	15	119,700	69	193,900	123	286,800	177	346,000
	16	120,600	70	195,700	124	288,300	178	346,600
	17	121,400	71	197,500	125	289,600	179	347,200
	18	122,300	72	199,300	126	291,000	180	347,800
	19	123,200	73	200,900	127	292,400	181	348,300
	20	124,100	74	202,700	128	293,800	182	348,900
	21	124,900	75	204,500	129	295,200	183	349,500
	22	125,800	76	206,300	130	296,600	184	350,100
	23	126,700	77	207,900	131	298,000	185	350,500
	24	127,600	78	209,700	132	299,400	186	351,000
	25	128,500	79	211,500	133	300,600	187	351,500
	26	129,800	80	213,300	134	301,900	188	352,000
	27	131,100	81	215,000	135	303,200	189	352,500
	28	132,400	82	216,800	136	304,500	190	353,000
	29	133,700	83	218,600	137	305,700	191	353,500
	30	135,000	84	220,400	138	307,000	192	354,000
	31	136,300	85	222,100	139	308,300	193	354,500
	32	137,600	86	223,900	140	309,600	194	355,000
	33	139,000	87	225,700	141	310,700	195	355,500
	34	140,400	88	227,500	142	311,900	196	356,000
	35	141,800	89	229,200	143	313,100	197	356,500
	36	143,200	90	231,000	144	314,300	198	357,000
	37	144,500	91	232,800	145	315,600	199	357,500
	38	145,900	92	234,600	146	316,700	200	358,000
	39	147,300	93	236,400	147	317,800	201	358,500
	40	148,700	94	238,200	148	318,900	202	359,000
	41	150,100	95	240,000	149	320,100	203	359,500
	42	151,500	96	241,800	150	321,200	204	360,000
	43	152,900	97	243,600	151	322,300	205	360,500
	44	154,300	98	245,400	152	323,400	206	361,000
	45	155,700	99	247,200	153	324,500	207	361,500
	46	157,100	100	249,000	154	325,600	208	362,000
	47	158,500	101	250,900	155	326,700	209	362,500
	48	159,900	102	252,700	156	327,800	210	363,000
	49	161,300	103	254,500	157	328,800	211	363,500
	50	162,700	104	256,300	158	329,900	212	364,000
	51	164,100	105	258,200	159	331,000	213	364,500
	52	165,500	106	260,000	160	332,100		
	53	166,900	107	261,800	161	333,000		
	54	168,500	108	263,600	162	334,000		
再任用 職員 以外の職 員	給料月額 218,800円							
再任用 職 員								

別表第一の二及び別表第一の三を削る。

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二 調整額表 (第二条の二関係)

調整基本額	8,400円
給料の調整額は、調整基本額の項に掲げる調整基本額 (その額が給料月額 ¹ の 100分の 4.5を超えるときは、給料月額 ¹ の 100分の 4.5に相当する額とし、その額に 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) に別に定める職に係る調整数を乗じて得た額とする。	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(号給の切替え)

2 この規則の施行の日 (以下「施行日」という。) の前日において、現業職員の給与に関する規則別表第一の給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給 (附則別表において「新号給」という。) は、施行日の前日においてその者が受けていた号給 (以下「旧号給」という。) 及びその者が旧号給を受けていた期間 (職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 (平成十七年宮崎県条例第七十六号) の適用を受ける職員 (以下「一部改正条例適用職員」という。) との権衡上必要があると認められる職員にあっては、一部改正条例適用職員の例による期間) に応じて附則別表に定める号給とする。

(経過措置)

3 職員の受ける給料月額が、施行日の前日において受けていた給料月額 (一部改正条例適用職員との権衡上必要があると認められる職員にあっては、一部改正条例適用職員の例による額) に百分の九十九・七を乗じて得た額 (その額に、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) に達しない職員には、施行日から平成二十年三月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

4 職員の受ける給料の調整額が、施行日の前日においてこの規則による改正前の現業職員の給与に関する規則第二条の二第二項の規定により算出した額 (部内の他の職員との権衡上必要があると認められる職員にあっては、知事が別に定める額) に百分の九十九・七を乗じて得た額 (その額に、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) に達しない職員には、施行日から平成二十年三月三十一日までの間において給料の調整を行う職を占める間、給料の調整額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

5 前二項に規定する差額に相当する額は、退職手当の額の算出の基礎としない。

6 前三項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、知事が定める。

附則別表 号給の切替表

旧号給	旧号給を受けていた期間	新号給	旧号給	旧号給を受けていた期間	新号給	旧号給	旧号給を受けていた期間	新号給
1	3月未満	1	19	3月未満	73	37	3月未満	145
	3月以上6月未満	2		3月以上6月未満	74		3月以上6月未満	146
	6月以上9月未満	3		6月以上9月未満	75		6月以上9月未満	147
	9月以上12月未満	4		9月以上12月未満	76		9月以上12月未満	148
	12月以上	5		12月以上	77		12月以上	149
2	3月未満	5	20	3月未満	77	38	3月未満	149
	3月以上6月未満	6		3月以上6月未満	78		3月以上6月未満	150
	6月以上9月未満	7		6月以上9月未満	79		6月以上9月未満	151
	9月以上12月未満	8		9月以上12月未満	80		9月以上12月未満	152
	12月以上	9		12月以上	81		12月以上	153
3	3月未満	9	21	3月未満	81	39	3月未満	153
	3月以上6月未満	10		3月以上6月未満	82		3月以上6月未満	154
	6月以上9月未満	11		6月以上9月未満	83		6月以上9月未満	155
	9月以上12月未満	12		9月以上12月未満	84		9月以上12月未満	156
	12月以上	13		12月以上	85		12月以上	157
4	3月未満	13	22	3月未満	85	40	3月未満	157
	3月以上6月未満	14		3月以上6月未満	86		3月以上6月未満	158
	6月以上9月未満	15		6月以上9月未満	87		6月以上9月未満	159
	9月以上12月未満	16		9月以上12月未満	88		9月以上12月未満	160
	12月以上	17		12月以上	89		12月以上	161
5	3月未満	17	23	3月未満	89	41	3月未満	161
	3月以上6月未満	18		3月以上6月未満	90		3月以上6月未満	162
	6月以上9月未満	19		6月以上9月未満	91		6月以上9月未満	163
	9月以上12月未満	20		9月以上12月未満	92		9月以上12月未満	164
	12月以上	21		12月以上	93		12月以上	165
6	3月未満	21	24	3月未満	93	42	3月未満	165
	3月以上6月未満	22		3月以上6月未満	94		3月以上6月未満	166
	6月以上9月未満	23		6月以上9月未満	95		6月以上9月未満	167
	9月以上12月未満	24		9月以上12月未満	96		9月以上12月未満	168
	12月以上	25		12月以上	97		12月以上	169
7	3月未満	25	25	3月未満	97	43	3月未満	169
	3月以上6月未満	26		3月以上6月未満	98		3月以上6月未満	170
	6月以上9月未満	27		6月以上9月未満	99		6月以上9月未満	171
	9月以上12月未満	28		9月以上12月未満	100		9月以上12月未満	172
	12月以上	29		12月以上	101		12月以上	173
8	3月未満	29	26	3月未満	101	44	3月未満	173
	3月以上6月未満	30		3月以上6月未満	102		3月以上6月未満	174
	6月以上9月未満	31		6月以上9月未満	103		6月以上9月未満	175
	9月以上12月未満	32		9月以上12月未満	104		9月以上12月未満	176
	12月以上	33		12月以上	105		12月以上	177
9	3月未満	33	27	3月未満	105	45	3月未満	177
	3月以上6月未満	34		3月以上6月未満	106		3月以上6月未満	178
	6月以上9月未満	35		6月以上9月未満	107		6月以上9月未満	179
	9月以上12月未満	36		9月以上12月未満	108		9月以上12月未満	180
	12月以上	37		12月以上	109		12月以上	181
10	3月未満	37	28	3月未満	109	46	3月未満	181
	3月以上6月未満	38		3月以上6月未満	110		3月以上6月未満	182
	6月以上9月未満	39		6月以上9月未満	111		6月以上9月未満	183
	9月以上12月未満	40		9月以上12月未満	112		9月以上12月未満	184
	12月以上	41		12月以上	113		12月以上	185
11	3月未満	41	29	3月未満	113	47	3月未満	185
	3月以上6月未満	42		3月以上6月未満	114		3月以上6月未満	186
	6月以上9月未満	43		6月以上9月未満	115		6月以上9月未満	187
	9月以上12月未満	44		9月以上12月未満	116		9月以上12月未満	188
	12月以上	45		12月以上	117		12月以上	189
12	3月未満	45	30	3月未満	117	48	3月未満	189
	3月以上6月未満	46		3月以上6月未満	118		3月以上6月未満	190
	6月以上9月未満	47		6月以上9月未満	119		6月以上9月未満	191
	9月以上12月未満	48		9月以上12月未満	120		9月以上12月未満	192
	12月以上	49		12月以上	121		12月以上	193
13	3月未満	49	31	3月未満	121	49	3月未満	193
	3月以上6月未満	50		3月以上6月未満	122		3月以上6月未満	194
	6月以上9月未満	51		6月以上9月未満	123		6月以上9月未満	195
	9月以上12月未満	52		9月以上12月未満	124		9月以上12月未満	196
	12月以上	53		12月以上	125		12月以上	197
14	3月未満	53	32	3月未満	125	50	3月未満	197
	3月以上6月未満	54		3月以上6月未満	126		3月以上6月未満	198
	6月以上9月未満	55		6月以上9月未満	127		6月以上9月未満	199
	9月以上12月未満	56		9月以上12月未満	128		9月以上12月未満	200
	12月以上	57		12月以上	129		12月以上	201
15	3月未満	57	33	3月未満	129	51	3月未満	201
	3月以上6月未満	58		3月以上6月未満	130		3月以上6月未満	202
	6月以上9月未満	59		6月以上9月未満	131		6月以上9月未満	203
	9月以上12月未満	60		9月以上12月未満	132		9月以上12月未満	204
	12月以上	61		12月以上	133		12月以上	205
16	3月未満	61	34	3月未満	133	52	3月未満	205
	3月以上6月未満	62		3月以上6月未満	134		3月以上6月未満	206
	6月以上9月未満	63		6月以上9月未満	135		6月以上9月未満	207
	9月以上12月未満	64		9月以上12月未満	136		9月以上12月未満	208
	12月以上	65		12月以上	137		12月以上	209
17	3月未満	65	35	3月未満	137	53	3月未満	209
	3月以上6月未満	66		3月以上6月未満	138		3月以上6月未満	210
	6月以上9月未満	67		6月以上9月未満	139		6月以上9月未満	211
	9月以上12月未満	68		9月以上12月未満	140		9月以上12月未満	212
	12月以上	69		12月以上	141		12月以上	213
18	3月未満	69	36	3月未満	141	54	3月未満	213
	3月以上6月未満	70		3月以上6月未満	142		3月以上6月未満	214
	6月以上9月未満	71		6月以上9月未満	143		6月以上9月未満	215
	9月以上12月未満	72		9月以上12月未満	144		9月以上12月未満	216
	12月以上	73		12月以上	145		12月以上	217

職員の被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

宮崎県知事 安藤 忠 恕

宮崎県規則第三十五号

職員の被服貸与規則の一部を改正する規則

職員の被服貸与規則（昭和三十五年宮崎県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別表県立病院及び富養園の項を削る。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

宮崎県知事 安藤 忠 恕

宮崎県規則第三十六号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十一年宮崎県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第三十二条第一項の規定により通院している精神障害者」を「第三十三条第一項の規定による医療保護入院者」に改める。

第十条を削る。

第十一条中「医療保護入院者入院届（別記様式第十四号）」を「同条第一項の規定による措置を採った場合にあつては医療保護入院者（第三十三条第一項）入院届（別記様式第十号）」に、同条第二項の規定による措置を採った場合にあつては医療保護入院者（第三十三条第二項）入院届（別記様式第十一号）」に改め、同条を第十条とする。

第十二条中「別記様式第十五号」を「別記様式第十二号」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条中「別記様式第十六号」を「別記様式第十三号」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条を削る。

第十五条中「別記様式第十八号」を「別記様式第十四号」に、「別記様式第十九号」を「別記様式第十五号」に改め、同条を第十三条とする。

第十六条中「別記様式第二十号」を「別記様式第十六号」に改め、同条を第十四条とする。

第十七条第一項中「別記様式第二十一号」を「別記様式第十七号」に改め、同条第二項中「別記様式第二十二号」を「別記様式第十八号」に改め、同条を第十五条とする。

第十八条中「別記様式第二十三号」を「別記様式第十九号」に改め、同条を第十六条とする。

第十九条を第十七条とする。

別記様式第四号中「新ひら」を「認知症」に、

「
以上のとおり診断する。
年 月 日
精神保健指定医氏名 ㊦
」を

「
以上のとおり診断する。
年 月 日
精神保健指定医氏名
署名
」に

改める。

別記様式第六号を次のように改める。

様式第 6 号 (第 6 条関係)

タツ ー

入 院 命 令 書

住 所

氏 名

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 29 条第 1 項の規定により、次の
 とおり 第 29 条の 2 病院へ入院することを命じます。

年 月 日

宮崎県知事

印

患 者 現 住 所			
患 者 氏 名			
生 年 月 日	年 月 日生	性 別	男 ・ 女
入 院 年 月 日	年 月 日		
毎 月 支 払 う 負 担 金	確定後通知します。		
公 費 負 担 医 療 の 受 給 者 番 号			

(教示) この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して、60日以内に厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

別記様式第八号中

措置症状の消退を認めた精神保健指定医氏名	㊟		
措置解除後の処置に関する意見	1 入院継続	2 通院医療	3 転 医
	4 その他 ()		

を

措置症状の消退を認めた精神保健指定医氏名					
措置解除後の処置に関する意見	1 入院継続 (任意入院・医療保護入院・他科)	2 通院医療	3 転医	4 死亡	5 その他 ()

に

改める。

別記様式第九号中「㊟」を削り、

現在入 (通) 院している病院名	を	現在入院している病院名
------------------	---	-------------

に

改める。

別記様式第十号から別記様式第十二号までを削る。

別記様式第十四号 (その一) を次のように改め、同様式を別記様式第十号とする。

様式第10号 (第10条関係)

医療保護入院者 (第33条第1項) 入院届

年 月 日

宮崎県知事 殿

病 院 名

所 在 地

管 理 者 名

㊟

次のとおり医療保護入院措置を採りましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (以下「法」という。) 第33条第4項の規定により届け出ます。

医 療 保 護 入 院 者	姓	氏名		生年月日	年 月 日 (満 生 歳)
	住所	都道 府県	郡市 区	町村 区	
保護者の同意により 入院した年月日	年 月 日	今 回 の 入院年月日	年 月 日	入院形態	
法第34条の規定による 移送の有無	有 ・ 無				
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症		
生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神 科又は神経科の受診 歴等を記載すること。)	(陳述者氏名 続柄)				
初 回 入 院 期 間	年 月 日	～	年 月 日	(入院形態)	
前 回 入 院 期 間	年 月 日	～	年 月 日	(入院形態)	
初回から前回までの 入 院 回 数	計 回				
現 在 の 病 状 又 は 状 態 像	I 抑うつ状態 1 抑うつ気分 2 内的不穏 3 焦燥・激越 4 精神運動制止 5 罪責感 6 自殺念慮 7 睡眠障害 8 食欲障害又は体重減少 9 その他 () II そう状態 1 高揚気分 2 多弁・多動 3 行為心迫 4 思考奔逸 5 易怒性 ・被刺激性こう進 6 誇大性 7 その他 () III 幻覚妄想状態 1 幻覚 2 妄想 3 させられ体験 4 思考形式の障害 5 奇異な行為 6 その他 () IV 精神運動興奮状態 1 滅裂思考 2 硬い表情・姿勢 3 興奮状態 4 その他 ()				

現 在 の 病 状 又 は 状 態 像	V こん迷状態 1 無言 2 無動・無反応 3 拒絶・拒食 4 その他 () VI 意識障害 1 意識混濁 2 (夜間)せん妄 3 もうろう 4 その他 () VII 知能障害 A 精神遅滞 1 軽度 2 中等度 3 重度 B 認知症 1 全体的 2 まだら(島状) 3 仮性 4 その他 () VIII 人格の病的状態 A 人格障害 1 妄想性 2 衝動性 3 演技性 4 回避性 5 その他 () B 残遺性人格変化 1 欠陥状態 2 無関心 3 無為 4 その他 () IX その他 A 性心理的障害 1 フェティシズム 2 サド・マゾヒズム 3 小児愛 4 その他 () B 薬物依存 1 覚せい剤 2 有機溶剤 3 睡眠薬 4 その他 () C アルコール症 D その他 ()															
医療保護入院の必要性 (患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。)																
入院を必要と認めた精神保健指定医氏名	署名															
保 護 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">氏 名</td> <td style="width: 40%;">(男・女)</td> <td style="width: 10%;">続柄</td> <td style="width: 10%;">生年 月日</td> <td style="width: 20%;">年 月 日生</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td>都道 府県</td> <td>郡市 区</td> <td colspan="2">町村 区</td> </tr> <tr> <td colspan="5"> 1 成年後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者 [選任年月日 年 月 日] 5 その他 () </td> </tr> </table>	氏 名	(男・女)	続柄	生年 月日	年 月 日生	住 所	都道 府県	郡市 区	町村 区		1 成年後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者 [選任年月日 年 月 日] 5 その他 ()				
氏 名	(男・女)	続柄	生年 月日	年 月 日生												
住 所	都道 府県	郡市 区	町村 区													
1 成年後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者 [選任年月日 年 月 日] 5 その他 ()																

審 査 会 意 見	
県 の 措 置	

記載上の留意事項

- 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。ただし、法第34条による移送が行われた場合は、この欄は、記載する必要はない。
- 2 「入院を必要と認めた精神保健指定医氏名」の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。

別記様式第11号(第10条関係)の「医療保護入院届」の様式に準じて記載すること。

様式第11号 (第10条関係)

医療保護入院者(第33条第2項)入院届

年 月 日

宮崎県知事 殿

病院名

所在地

管理者名

印

次のとおり医療保護入院措置を採りましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)第33条第4項の規定により届け出ます。

なお、保護者が選任された場合、改めて同項の規定により届け出ます。

医療保護入院者	姓	氏名 (男・女)		生年月日	年 月 日 (満 生 歳)
	住所	都道府県	郡市区	町村	区
法第33条第2項の入院の年月日	年 月 日	今回の入院年月日	入院形態	年 月 日	
法第34条の規定による移送の有無	有 ・ 無				
病名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症		
医療保護入院の必要性 〔患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。〕					
病状又は状態像の概要					
入院を必要と認めた精神保健指定医氏名	署名				
同意者	氏名	(男・女)		続柄	生年月日 年 月 日 生
	住所	都道府県	郡市区	町村	区
家庭裁判所への申立日 (予定日を含む。)	年 月 日				

記載上の留意事項

- 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。ただし、法第34条による移送が行われた場合は、この欄は、記載する必要はない。
- 2 「入院を必要と認めた精神保健指定医氏名」の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。

別記様式第十五号を次のように改め、同様式を別記様式第十一号とする。

様式第12号 (第11条関係)

医療保護入院者退院届

年 月 日

宮崎県知事 殿

病院名
所在地
管理者名

印

次のとおり医療保護入院者が退院したので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の2の規定により届け出ます。

医療保護入院者	別記	-----	生年月日	年 月 日 (満 歳)
	氏名	(男・女)		
保 護 者	別記	-----	生年月日	年 月 日 (満 歳)
	氏名	(男・女)		
住所	都道 府県	郡市 区	町村 区	
入院年月日 (医療保護入院)	年 月 日			
退院年月日	年 月 日			
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症	
退院後の処置	1 入院継続 (任意入院・措置入院・他科) 2 通院医療 3 転医 4 死亡 5 その他 ()			
退院後の帰住先	1 自宅 (I 家族と同居 II 単身) 2 施設 3 その他 ()			
帰住先の住所	都道 府県	郡市 区	町村 区	
訪問指導等 に関する意見	-----			
社会復帰施設、在宅 福祉制度等の活用 に関する意見	-----			
主治医氏名	-----			

別記様式第十号を次のように改め、同様式を別記様式第十号と呼ぶ。

様式第13号 (第12条関係)

応 急 入 院 届

年 月 日

宮崎県知事 殿

病院名
所在地
管理者名

印

次のとおり応急入院措置を採りましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第33条の4第5項の規定により届け出ます。

応 急 入 院 者	カガナ 氏名	(男・女)	生年月日	年 月 日 (満 生 歳)
	住所	都道 府県	郡市 区	町村 区
依 頼 を し た 者 の 入 院 者 と の 関 係				
入 院 年 月 日	年	月	日	午前 午後 時
法第34条の規定による 移 送 の 有 無	有 ・ 無			
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症	
応 急 入 院 の 必 要 性 〔患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。〕				
病 状 又 は 状 態 像 の 概 要				
応 急 入 院 を 採 っ た 理 由 〔保護者等の同意を得ることのできなかつた理由を含め、応急入院を採った理由について記載すること。〕				
入 院 を 必 要 と 認 め た 精 神 保 健 指 定 医 氏 名	署名			

記載上の留意事項

- 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。ただし、法第34条による移送が行われた場合は、この欄は、記載する必要はない。
- 2 「入院を必要と認めた精神保健指定医氏名」の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。

別記様式第十七号を削る。
別記様式第十八号を次のように改め、同様式を別記様式第十四号とする。

様式第14号 (第13条関係)

措置入院者定期病状報告書

年 月 日

宮崎県知事 殿

病院名
所在地
管理者名 印

次の措置入院者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2の規定により報告します。

措置入院者	別記		生年月日	年 月 日 (満 日生 歳)
	氏名	(男・女)		
	住所	都道府県	郡市区	町村区
措置年月日	年 月 日	今回の入院年月日	年 月 日	入院形態
前回の定期報告年月日	年 月 日			
病名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症	
生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科又は神経科の受診歴等を記載すること。)	(陳述者氏名 続柄)			
初回入院期間	年 月 日 ~	年 月 日	(入院形態)	
前回入院期間	年 月 日 ~	年 月 日	(入院形態)	
初回から前回までの入院回数	計 回			
過去6か月間の仮退院の実績	計 回	延日数	日	
過去6か月間の治療の内容及びその結果 (問題行動を中心として記載すること。)				
今後の治療方針				
処遇、看護及び指導の状況	隔離	I 多用 II 時々 III ほとんど不要		
	注意必要度	I 常に厳重な注意 II 随時一応の注意 III ほとんど不要		
	日常生活の介助指導必要度	I 極めて手間のかかる介助 II 比較的簡単な介助と指導 III 生活指導を要する IV その他 ()		

問題行動 (Aはこれまでの、 Bは今後おそれのある行動)		現 在 の 病 状 又 は 状 態 像			
1 殺人 2 傷害 3 暴行 4 脅迫	A	B	I 抑うつ状態 1 抑うつ気分 2 内的不穏 3 焦燥・激越 4 精神運動制止 5 罪責感 6 自殺念慮又は企図 7 睡眠障害 8 食欲障害又は体重減少 9 その他 ()		
5 自殺企図 6 自傷 7 不潔	A	B	II そう状態 1 高揚気分 2 多弁・多動 3 行為心迫 4 思考奔逸 5 易怒性・被刺激性こう進 6 睡眠障害 7 誇大性 8 その他 ()		
8 放火又は弄火 9 器物損壊 10 窃盗 11 侮辱 12 強盗 13 恐喝	A	B	III 幻覚妄想状態 1 幻覚 2 妄想 3 させられ体験 4 思考形式の障害 5 著しく奇異な行為 6 その他 ()		
14 はいかい 15 家宅侵入	A	B	IV 精神運動興奮状態 1 滅裂思考 2 硬い表情・姿勢 3 興奮状態 4 衝動行為 5 自傷 6 その他 ()		
16 性的異常行動 17 風俗犯的行動	A	B	V こん迷状態 1 無言 2 無動・無反応 3 拒絶・拒食 4 その他 ()		
18 無断離院 19 無銭飲食 20 無賃乗車	A	B	VI 意識障害 1 意識混濁 2 (夜間)せん妄 3 もうろう 4 その他 ()		
21 その他 ()	A	B	VII 知能障害 A 精神遅滞 1 軽度 2 中等度 3 重度 B 認知症 1 全体的 2 まだら(鳥状) 3 仮性 4 その他 ()		
診察時の特記事項					
本報告に係る 診察年月日	年 月 日				
診断した精神 保健指定医氏名	署名				
今後の治療方針	(主治医氏名)				
保 護 者	氏名	(男・女)	続柄	生年 月日	年 月 日生
	住所	都道 府県	郡市 区	町村 区	
	1 成年後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者 [選任年月日 年 月 日] 5 その他 ()				
審査会意見					
県の措置					

記載上の留意事項

- 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 「診断した精神保健指定医氏名」の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。

別記様式第十九号を次のように改め、同様式を別記様式第十五号とする。

様式第15号 (第13条関係)

医療保護入院者定期病状報告書

年 月 日

宮崎県知事 殿

病院名
所在地
管理者名 ㊟

次の医療保護入院者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第38条の2第2項において準用する同条第1項の規定により報告します。

医療保護入院者	別記			生年月日	年 月 日 (満 日生 歳)
	氏名	(男・女)			
	住所	都道府県	郡市区	町村 区	
医療保護入院年月日 (法第33条第1項の規定による入院)	年 月 日	今回の入院年月日	入院形態	年 月 日	
前回の定期報告年月日	年 月 日				
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症		
生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科又は神経科の受診歴等を記載すること。)	(陳述者氏名 続柄)				
初回入院期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (入院形態)				
前回入院期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (入院形態)				
初回から前回までの入院回数	計 回				
過去12か月間の治療内容及びその結果					
類 型	I 悪化傾向 II 動揺傾向 III 不変 IV 改善傾向				
今後の治療方針					
5年以上医療保護入院が継続した場合のその具体的な理由					
過去12か月間の外泊の実績	1 不定的 2 定期的 (I月単位 II数か月単位 III盆や正月) 3 なし				

現 在 の 病 状 又 は 状 態 像	I 抑うつ状態 1 抑うつ気分 2 内的不穏 3 焦燥・激越 4 精神運動制止 5 罪責感 6 自殺念慮 7 睡眠障害 8 食欲障害又は体重減少 9 その他 () II そう状態 1 高揚気分 2 多弁・多動 3 行為心迫 4 思考奔逸 5 易怒性・被刺激性こう進 6 誇大性 7 その他 () III 幻覚妄想状態 1 幻覚 2 妄想 3 させられ体験 4 思考形式の障害 5 奇異な行為 6 その他 () IV 精神運動興奮状態 1 減裂思考 2 硬い表情・姿勢 3 興奮状態 4 その他 () V こん迷状態 1 無言 2 無動・無反応 3 拒絶・拒食 4 その他 () VI 意識障害 1 意識混濁 2 (夜間)せん妄 3 もうろう 4 その他 () VII 知能障害 A 精神遅滞 1 軽度 2 中等度 3 重度 B 認知症 1 全体的 2 まだら(島状) 3 仮性 4 その他 () VIII 人格の病的状態 A 人格障害 1 妄想性 2 衝動性 3 演技性 4 回避性 5 その他 () B 残遺性人格変化 1 欠陥状態 2 無関心 3 無為 4 その他 () IX その他 A 性心理的障害 1 フェティシズム 2 サド・マゾヒズム 3 小児愛 4 その他 () B 薬物依存 1 覚せい剤 2 有機溶剤 3 睡眠薬 4 その他 () C アルコール性 D その他 ()															
診 察 時 の 特 記 事 項 (患者自身の病気に対する理解の程度を含め、今回医療保護入院を継続させることの必要性についても記載すること。)																
本 報 告 に 係 る 診 察 年 月 日	年 月 日															
診 断 し た 精 神 保 健 指 定 医 氏 名	署名															
保 護 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">氏 名</td> <td style="width: 35%;">(男・女)</td> <td style="width: 10%;">続柄</td> <td style="width: 10%;">生年 月日</td> <td style="width: 30%;">年 月 日生</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td>都道 府県</td> <td>郡市 区</td> <td>町村 区</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5"> 1 成年後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者 [選任年月日 年 月 日] 5 その他 () </td> </tr> </table>	氏 名	(男・女)	続柄	生年 月日	年 月 日生	住 所	都道 府県	郡市 区	町村 区		1 成年後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者 [選任年月日 年 月 日] 5 その他 ()				
氏 名	(男・女)	続柄	生年 月日	年 月 日生												
住 所	都道 府県	郡市 区	町村 区													
1 成年後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者 [選任年月日 年 月 日] 5 その他 ()																
審 査 会 意 見																
県 の 措 置																

記載上の留意事項

- 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 「診断した精神保健指定医氏名」の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。

別記様式第二十号中「(第16条関係)」を「(第14条関係)」に、「措置入院者」を「入院者」に、

「措置入院者」を「入院者」に改め、同様式を別記様式第

十六号とする。

別記様式第二十一号中「(第17条関係)」を「(第15条関係)」に改め、同様式を別記様式第十七号とする。

別記様式第二十二号中「(第17条関係)」を「(第15条関係)」に、「第17条第2項」を「第15条第2項」に改め、同様式を別記様式第十八号とする。

別記様式第二十三号中「(第18条関係)」を「(第16条関係)」に、「第18条」を「第16条」に改め、同様式を別記様式第十九号とする。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

宮崎県立病院事業の財務に関する特例を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

宮崎県知事 安藤 忠 恕

宮崎県規則第三十七号

宮崎県立病院事業の財務に関する特例を定める規則を廃止する規則

宮崎県立病院事業の財務に関する特例を定める規則(昭和三十九年宮崎県規則第十三号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

物品の購入等の事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

宮崎県知事 安藤 忠 恕

宮崎県規則第三十八号

物品の購入等の事務に関する規則の一部を改正する規則

物品の購入等の事務に関する規則(平成十年宮崎県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「物品の購入等」を「物品の購入」に、「物品の購入又は修繕(別表第一)」を「物品の購入(別表)」に改め、「別表第二に掲げる物品の修繕並びに」を削り、「物品の購入又は修繕を」を「物品の購入を」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この規則において「物品の修繕」とは、部局が行う物品の修繕のための措置をいう。

第三条の見出し中「購入等」を「購入」に改め、同条中「購入等を」を「購入」に、「予算執行向(別記様式第一号)」を「物品購入要求書」に、「購入又は修繕」を「購入」に改める。

第四条の見出し中「購入又は修繕」を「購入」に改め、同条第一項中「購入し、又は修繕」を「購入」に、同条第二項中「購入又は修繕」を「購入」に、「(別記様式第二号)又は修繕決定書(別記様式第三号)」を「(別記様式)」に改める。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とする。

第五条第二項中「、又は修繕し」を削り、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(物品の修繕)

第五条 部局の長は、物品の修繕の必要が生じたときは、財務規則第六十二条の規定により当該物品の修繕のための措置をとるものとする。ただし、当該修繕に係る予算執行の同いの執行予定額が百万円以上の場合には、物品管理課長に合議しなければならない。

別表第一第六号中「購入し、又は修繕」を「購入」に改める。

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

別記様式第一号を次のように改める。

別記

様式第 1 号 (第 4 条関係)

調 達 決 定 書

殿

物品管理課長

年 月 日

下記のとおり決定しました。

所 属											要 求 番 号														
担 当 者											内 線 番 号			直 通 番 号											
年 度			会 計																						
予 算 区 分											経 理 区 分			支 出 方 法											
科 目	款										事 項 又 は 細 事 項														
	項																								
	目										細 節														
	節																								
調 達 確 定 額																				円	差 引 後 の 予 算 配 当 残 額				円
納 入 期 限																									
購 入 理 由																				所 属 内 訳					
契 約 方 法																									
契 約 業 者										商号又は名称 住所又は所在地 電話番号										債権者番号					
物 品 内 訳																									

別記様式第一号及び別記様式第三号を削り、別記様式第一を別記様式とする。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 202号

宮崎県情報公開条例(平成11年宮崎県条例第36号)第24条の2第1項に規定する出資法人を平成18年4月1日から次のとおり指定する。

なお、宮崎県情報公開条例第24条の2第1項に規定する出資法人の指定(平成14年宮崎県告示第96号)は、平成18年3月31日をもって廃止する。

平成18年3月31日

宮崎県知事 安藤 忠 恕

- 財団法人宮崎県立芸術劇場
財団法人宮崎県国際交流協会
財団法人宮崎県看護学術振興財団
財団法人宮崎県腎臓バンク
社団法人宮崎県林業公社
財団法人宮崎県機械技術振興協会
財団法人宮崎県産業支援財団
社団法人宮崎県農業開発公社
財団法人宮崎県内水面振興センター
財団法人宮崎県栽培漁業協会
財団法人宮崎県建設技術推進機構
財団法人宮崎県暴力追放県民会議

宮崎県告示第 203号

宮崎県個人情報保護条例(平成14年宮崎県条例第41号)第50条第1項に規定する出資法人を平成18年4月1日から次のとおり指定する。

なお、宮崎県個人情報保護条例第50条第1項に規定する出資法人の指定(平成15年宮崎県告示第305号)は、平成18年3月31日をもって廃止する。

平成18年3月31日

宮崎県知事 安藤 忠 恕

- 宮崎県住宅供給公社
宮崎県道路公社
宮崎県土地開発公社
財団法人宮崎県立芸術劇場
財団法人宮崎県国際交流協会
財団法人宮崎県看護学術振興財団
財団法人宮崎県腎臓バンク
社団法人宮崎県林業公社
財団法人宮崎県機械技術振興協会
財団法人宮崎県産業支援財団
社団法人宮崎県農業開発公社
財団法人宮崎県内水面振興センター
財団法人宮崎県栽培漁業協会
財団法人宮崎県建設技術推進機構
財団法人宮崎県暴力追放県民会議

宮崎県告示第 204号

堺市を全国自治宝くじ事務協議会に加えるとともに、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の六の規定に基づき、その例によることとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成十八年三月三十一日

宮崎県知事 安藤 忠 恕

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に堺市を加え、これに伴い全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第三条第二号中「静岡市」の下に「堺市」を加える。

附 則

この規約は、平成十八年四月一日から施行する。

宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示をここに公表する。

平成十八年三月三十一日

宮崎県知事 安藤 忠 恕

宮崎県告示第 205号

宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示

宮崎県工事請負契約約款(平成八年宮崎県告示第五百十五号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第八項、第四十五条第三項及び第四十九条第三項中「年三・六パーセント」を「年三・四パーセント」に改める。

附 則

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

平成十八年三月三十一日

宮崎県知事 安藤 忠 恕

宮崎県告示第 206号

県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示

県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成八年宮崎県告示第五百二十号)の一部を次のように改正する。

別表土木一式工事の項中「一億円」を「八千万円」に、「五千万円」を「四千万円」に、「二千五百万円」を「二千万円」に、「千五百万円以上」を「一千万円以上」に、「千五百万円未満」を「一千万円未満」に改め、同表舗装工事の項中「千四百万円」を「千二百五十万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の際現にこの告示による改正前の県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札参加者の資格等に関する要綱の規定によりされている手続その他の行為は、この告示による改正後の県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札参加者の資格等に関する要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

平成十八年三月三十一日

宮崎県知事 安藤 忠恕

宮崎県告示第 207 号

県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示

県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成十六年宮崎県告示第 二百五十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一 (第三系関係)

Table with 6 columns: 等級区分, 特 A 級, A 級, B 級, C 級, D 級. Rows include 土木一式工事, 建築一式工事, 舗装工事, and others.

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の際現にこの告示による改正前の県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格等に関する要綱の規定によりされている手続その他の行為は、この告示による改正後の県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格等に関する要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

宮崎県告示第 208 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 7 条の規定により、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、平成 18 年 3 月 31 日から平成 18 年 4 月 14 日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 3 月 31 日

宮崎県知事 安藤 忠恕

Table with 4 columns: 路線番号, 路線名, 起 点, 重要な経過地. Row 377: 内海加江田線.

宮崎県告示第 209 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 10 条第 1 項の規定により、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、平成 18 年 3 月 31 日から平成 18 年 4 月 14 日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 3 月 31 日

宮崎県知事 安藤 忠恕

Table with 4 columns: 路線番号, 路線名, 起 点, 重要な経過地. Row 428: 五十市停車場線.

宮崎県告示第 210 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

なお、関係図面は、平成 18 年 3 月 31 日から平成 18 年 4 月 14 日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 3 月 31 日

宮崎県知事 安藤 忠恕

Table with 6 columns: 路線番号, 道路の種類, 路線名, 区 間, 敷地の幅員(メートル), 延長(メートル). Rows 376 and 377.

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

平成十八年三月三十日

宮崎県知事 安藤 忠恕

宮崎県告示第 211 号

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和 46 年宮崎県告示第 九十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号を次のように改める。

一 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七
条の四第一項(同令第百六十七条の十一第一項において準用す
る場合を含む。)に該当する者

第四条第二項第二号中「(昭和二十二年政令第十六号)」及び「
以下同じ。」を削る。

第七条第一項を次のように改める。

知事は、有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、第
十三条に規定する審査会の審査を経て、競争入札参加の資格を取
り消すものとする。

- 一 第四条第一項第一号及び第二号に該当するに至つたとき。
- 二 虚偽又は不正な方法により入札参加の資格を受けたことが明
らかになつたとき。
- 三 営業に關し許可、認可等を必要とする場合において、当該許
可、認可等の取消しを受けたとき。

第八条を次のように改める。

(指名競争入札の参加者の指名等)

第八条 契約担当者は、物品の買入れ等の契約に係る指名競争入
札を実施しようとするときは、当該入札の目的に応じて、次に掲げ
る基準に基づき、有資格者の中から入札参加者を指名するものと
する。

- 一 次条の規定による指名停止を受けていないこと。
- 二 経営及び信用の状況について、次に掲げる事項に該当する者
で、契約の相手方として不適当であると認められるものでない
こと。
 - ア 手形交換所において取引停止処分を受け、又は主要取引先
からの取引停止等を受けた事実があること。
 - イ 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百八十一条の規
定による整理の開始の申立て又は通告の事実があること。
 - ウ 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第十七条の規
定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年
法律第二百二十五号)第二十一条の規定による再生手続開始
の申立てがあること。
 - エ 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)に基づき仮差押え
等金銭債権に対する強制執行又は国税、地方税その他の公課
について滞納処分による強制執行の措置を受け支払が不可能
になつたこと。
- 三 知事が別に定める印刷業者の等級格付け及び指名基準により
等級区分等を定めた営業種目にあつては、当該営業種目に
応じた等級に格付けされている有資格業者であること。
- 四 その他不誠実な行爲がないこと。

第十条中「指名停止期間中の有資格者を」を「前条第二項の規定
による指名停止期間の決定を受けた者を、当該指名停止期間中は」
に改める。

第十一条本文を次のように改める。

契約担当者は、第九条第二項の規定による指名停止期間の決定
を受けた者を、当該指名停止期間中は随意契約の相手方としては
ならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成十八年四月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の物品の買入れ
等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の
規定によりなされている手続その他の行爲は、この告示による改

正後の物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基
準等に関する要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

訓 令 甲

宮崎県職員研修規程の一部を改正する訓令をここに公表する。
平成十八年三月三十一日

宮崎県知事 安藤 忠 恕

訓令甲第二号

本 行
各 出 先 機 関
労 働 委 員 会 事 務 局

宮崎県職員研修規程の一部を改正する訓令

宮崎県職員研修規程(昭和四十四年訓令甲第十二号)の一部を次
のように改正する。

第四条第二項第二号から第四号までを次のように改める。

- 一 五年目研修
- 三 十年目研修
- 四 リーダー研修

第四条第三項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第
六号とし、第八号を第七号とする。

第二十一条第四項中「政策主幹、主幹、副主幹又は係長」を「主
幹又は副主幹」に改める。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

宮崎県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令をここに公表
する。

平成十八年三月三十一日

宮崎県知事 安藤 忠 恕

訓令甲第三号

本 行
各 出 先 機 関
労 働 委 員 会 事 務 局

宮崎県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

宮崎県職員安全衛生管理規程(昭和六十二年訓令甲第二号)の一
部を次のように改正する。

目次中「・第三十七条」を「一第三十七条」に改める。

第十二条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号か
ら第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第十三条第二項中「又は出先機関の庶務を担当する係長(庶務を
担当する係長が置かれていない課及び出先機関にあつては、課又は
出先機関の長が所属職員のうちから指名する者)をもつて充てる」
を「及び出先機関の長が、所属職員のうちから選任する」に改め、
同条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第十四条第五項第一号中「の実施及びその」を「及び面接指導等
(法第六十六条の八第一項に規定する面接指導及び法第六十六条の
九に規定する必要な措置をいう。)の実施並びにこれらの」に改め
る。

第三十六条の次に次の一条を加える。

(他の任命権者の所属職員に対する措置)

第三十六条の二 知事は、他の任命権者から当該任命権者の所属職
員の安全及び衛生に関する事項を確保するための依頼があつたと
きは、協議の上この規程の例により措置することができる。

別表第一中央保健所管内出先機関(自治学院、こども療育センタ
ー、宮崎病院及び宮崎総合庁管内出先機関を除く。)の項中「宮
崎病院」を削り、日南保健所管内出先機関(日南病院を除く。)の
項中「(日南病院を除く。)」を削り、高鍋保健所管内出先機関(
高養園を除く。)の項中「(高養園を除く。)」を削り、延岡保健
所管内出先機関(延岡病院を除く。)の項中「(延岡病院を除く。)」
を削り、宮崎病院の項、延岡病院の項、日南病院の項及び高養園
の項を削る。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

企 業 管 理 規 程

宮崎県公営企業管理者の職務代理に関する規程をここに公表する。

平成十八年三月三十一日

宮崎県企業局長 西 岡 直 己

宮崎県企業局企業管理規程第十八号

宮崎県公営企業管理者の職務代理に関する規程

(趣 旨)

第一条 この規程は、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九
十二号)第十三条第一項の規定に基づき宮崎県公営企業管理者(以
下「管理者」という。)の職務を代理する職員について必要な
事項を定めるものとする。

(職務代理者の指定)

第二条 管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときの管理
者の職務を代理する職員は、副局長(総括)とする。

第三条 管理者及び副局長(総括)にともに事故があるとき、又は
管理者及び副局長(総括)がともに欠けたときの管理者の職務を
代理する職員は、副局長(技術)とする。

附 則

この企業管理規程は、平成十八年四月一日から施行する。

宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設使用規程を廃
止する企業管理規程をここに公表する。

平成十八年三月三十一日

宮崎県企業局長 西 岡 直 己

宮崎県企業局企業管理規程第十九号

宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設使用規程
を廃止する企業管理規程

宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設使用規程(平
成二年宮崎県企業局企業管理規程第三号)は、廃止する。

附 則

この企業管理規程は、平成十八年四月一日から施行する。

宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設使用料規程を
廃止する企業管理規程をここに公表する。

平成十八年三月三十一日

宮崎県企業局長 西 岡 直 己

宮崎県企業局企業管理規程第二十号

宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設使用料規
程を廃止する企業管理規程

宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設使用料規程(
平成十五年宮崎県企業局企業管理規程第二号)は、廃止する。

附 則

この企業管理規程は、平成十八年四月一日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第七号

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する
規則

公益法人等への職員の派遣等に関する規則(平成十四年宮崎県人
事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表条例第二条第一項第一号に該当する団体の項中

「財団法人宮崎県立芸術劇場 財団法人宮崎県消費者協会 財団法人宮崎県青少年研修協会 財団法人宮崎県人権啓発協会 財団法人宮崎県立芸術劇場 財団法人宮崎県人権啓発協会 財団法人宮崎県環境整備公社 財団法人みやさき長寿社会推進機構 財団法人宮崎県生活衛生営業指導センター 財団法人宮崎県環境整備公社 財団法人宮崎県生活衛生営業指導センター	を 「に、 」を 」に改め、同表条 例第二条第一項第二号に該当する団体の項中
「宮崎県住宅供給公社 日本道路公団 公立学校共済組合 宮崎県住宅供給公社 公立学校共済組合	を 」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公
布する。

平成十八年三月三十一日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第八号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則(平成十一年宮崎県人事委員会規
則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

(職務復帰後に号給の調整を行うことができる最初の昇給日)

第三条 育児休業条例第六条の人事委員会規則で定める日は、初任
給、昇給及び昇給等の基準に関する規則(昭和四十八年宮崎県人
事委員会規則第二号)第三十二条に規定する昇給日とする。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する
規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第九号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則(昭和六十三年宮崎県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

宮崎県人事委員会委員長 黒木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第十号

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則(平成十五年宮崎県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「給料月額決定等」を「号給決定」に改め、同条中「給料月額及びこれに係る次期昇給予定の時期は」を「号給は」に、「給料月額及びこれに係る次期昇給予定の時期の」を「号給を超えない」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

地域手当に関する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

宮崎県人事委員会委員長 黒木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第十一号

地域手当に関する規則

調整手当に関する規則(昭和四十五年宮崎県人事委員会規則第十五号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和二十九年宮崎県条例第四十号。以下「県給与条例」という。)第五条の五及び第五条の六の規定による地域手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(県給与条例第五条の五の規定による地域手当)

第二条 県給与条例第五条の五第一項の人事委員会規則で定める地域は別表に掲げる地域とし、同項の人事委員会規則で定める公署は別表に掲げる地域に所在する公署と同様に取り扱うことが適当であると人事委員会が認める公署とする。

第三条 県給与条例第五条の五第二項の地域手当の級地は、別表に定めるとおりとする。

(端数計算)

第四条 県給与条例第五条の五第二項又は第五条の六の規定による地域手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。県給与条例第八条第四項及び第五項(県給与条例第八条の四第四項において準用する場合を含む。)、第八条の四第三項並びに第八条の五第五項に規定する地域手当の月額に一円未満の端数があるときも、同様とする。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、地域手当に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(平成二十二年三月三十一日までの間における県給与条例第五条の五の規定による地域手当の支給割合)

2 平成二十二年三月三十一日までの間における職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年宮崎県条例第七十六号。以下「平成十七年改正条例」という。)附則第九条の規定により読み替えられた県給与条例第五条の五第二項各号の人事委員会規則で定める割合は、附則別表のとおりとする。

(平成二十二年三月三十一日までの間における県給与条例第五条の六の規定による地域手当の支給割合)

3 平成二十二年三月三十一日までの間における平成十七年改正条例附則第九条の規定により読み替えられた県給与条例第五条の六の人事委員会規則で定める割合は、百分の十一とする。

附則別表(附則第二項関係)

支給割合	支給地域
百分の十三	東京都のうち 特別区
百分の十一	東京都のうち 府中市 大阪府のうち 大阪市
百分の七	福岡県のうち 福岡市

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成十八年四月一日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

別表(第二条、第三条関係)

都道府県	支給地域	級地
東京都	特別区	一級地
	府中市	三級地
大阪府	大阪市	一級地
福岡県	福岡市	四級地

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成十八年四月一日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

特定の職員に対する地域手当の支給に関する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

宮崎県人事委員会委員長 黒木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第十二号

特定の職員に対する地域手当の支給に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十五年宮崎県条例第四十四号。以下「改正条例」とい

う。) 附則第八項及び第九項並びにこれらの規定によりなおその効力を有するものとされる改正条例第二条の規定による改正前の職員との給与に関する条例(昭和二十九年宮崎県条例第四十号。以下「改正前の職員給与条例」という。)第五条の七の規定に基づき、同条の規定に基づく地域手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(改正条例附則第八項の規定に基づく地域手当等)

第二条 改正条例附則第八項に規定する人事委員会規則で定める者は、かつて給料表の適用を受ける職員として勤務していた者で、改正条例第二条の規定の施行の日前に人事交流等により引き続き職員以外の地方公務員等(改正前の職員給与条例第五条の七第二項に規定する職員以外の地方公務員等をいう。以下同じ。)となり、引き続き職員以外の地方公務員等として勤務していたものとする。

第三条 改正条例附則第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の職員給与条例第五条の七第二項に規定する人事委員会規則で定める法人は、通勤手当に関する規則(昭和四十一年宮崎県人事委員会規則第六号)第十三条の二各号に掲げる法人とする。

第四条 改正条例附則第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の職員給与条例第五条の七第二項の規定により、改正条例附則第八項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員は、次の各号のいずれにも該当する職員で、給料表の適用を受けることとなった日(以下「適用日」という。)前の職員以外の地方公務員等として勤務していた期間(常時勤務に服する者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。以下「対象期間」という。)を給料表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に同項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなるものとする。

- 一 人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者であること。
- 二 対象期間に地域手当に関する規則(平成十八年宮崎県人事委員会規則第十一号)による改正前の調整手当に関する規則(昭和四十五年宮崎県人事委員会規則第十五号)第二条に規定する地域において勤務していた者であること。
- 2 前項に規定する職員に支給する地域手当の額及び支給期間は、同項に規定する場合に具備することとなる改正条例附則第八項の規定により読み替えられた改正前の職員給与条例第五条の七第一項の支給要件に基づき、同項の規定により支給されることとなる額及び期間とする。
- 3 前二項に定めるもののほか、改正条例附則第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の職員給与条例第五条の七第一項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要であると認められる職員に対する地域手当については、別に人事委員会が定める。

第五条 改正条例附則第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の職員給与条例第五条の七の規定による地域手当の月額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。職員の給与に関する条例第八条第四項及び第五項(同条例第八条の四第四項において準用する場合を含む。)、第八条の四第三項並びに第八条の五第五項に規定する地域手当の月額に円未満の端数があるときも、同様とする。

(改正条例附則第九項の規定に基づく地域手当等)

第六条 改正条例附則第九項に規定する人事委員会規則で定める者は、給料表の適用を受ける職員として勤務していた者で人事交流等により引き続き職員以外の地方公務員等となったものとする。

第七条 第三条の規定は、改正条例附則第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の職員給与条例第五条の七第二項の規定の適用について準用する。

(雑則)

第八条 この規則に定めるもののほか、改正条例附則第八項又は第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の職員給与条例第五条の七の規定に基づく地域手当に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

定時制通信教育手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

宮崎県人事委員会委員長 黒木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第十三号

定時制通信教育手当に関する規則の一部を改正する規則

定時制通信教育手当に関する規則(昭和四十一年宮崎県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「を受ける実習助手の範囲その他定時制通信教育手当」を削る。

第三条中「百分の八」を「百分の四(夜間定時制の課程に勤務することを本務としない者にあつては、百分の二)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の定時制通信教育手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第三条の規定の適用については、平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間においては、改正後の規則第三条中「百分の四」とあるのは「百分の六」と、「百分の二」とあるのは「百分の四」とし、同年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間においては、同条中「百分の四」とあるのは「百分の五」と、「百分の二」とあるのは「百分の三」とする。

教育委員会規則

県立高等学校管理運営規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

宮崎県教育委員会委員長 江 藤 利 彦

宮崎県教育委員会規則第十五号

県立高等学校管理運営規則等の一部を改正する規則

(県立高等学校管理運営規則の一部改正)

第一条 県立高等学校管理運営規則(平成十四年宮崎県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第五十条第二項中「学校に」の下に「、前項のほか」を、「養護教諭」の下に「、栄養教諭」を加える。

第五十一条第二項中第十四号を第十五号とし、第六号から第十三

号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 栄養教諭は、上司の命を受け生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる。

(県立の盲学校、聾学校及び養護学校の管理運営規則の一部改正)

第二条 県立の盲学校、聾学校及び養護学校の管理運営規則(平成十四年宮崎県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第二項中「学校に」の下に、「前項のほか、栄養教諭」を加える。

第五十条中第十四号を第十五号とし、第六号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 栄養教諭は、上司の命を受け児童生徒等の栄養の指導及び管理をつかさどる。

(県立中等教育学校管理運営規則の一部改正)

第三条 県立中等教育学校管理運営規則(平成十四年宮崎県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第二項中「学校に」の下に、「前項のほか、栄養教諭」を加える。

第五十条中第十四号を第十五号とし、第六号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 栄養教諭は、上司の命を受け生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

教 育 訓 令 甲

宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成十八年三月三十一日

宮崎県教育委員会教育長 高山 耕 吉

宮崎県教育委員会教育長訓令第二号

本 行
各 出 先 機 関
各 教 育 機 関

宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令

宮崎県教育委員会事務決裁等規程(平成十七年宮崎県教育委員会教育長訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表教育機関の項中「宮崎県むかばき少年自然の家、宮崎県御池少年自然の家及び」を削り、同表担当リーダーの項中「課(室)」を「所属」に改め、同表教育職員の項中「養護助教諭」の下に、「栄養教諭」を加える。

第十六条第一項の表宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長の項中「管理係長」を「あらかじめ所長が指定した者」に改める。

第十六条第二項の表中宮崎県むかばき少年自然の家所長の項及び宮崎県御池少年自然の家所長の項を削る。

別表第二の一の項事項の欄中

10 県立学校の職員が職員労務及び労働組合関係の承認に關する事項

を

10 県立学校の職員が職員労務及び労働組合関係の承認に關する事項

に改め、同表三の項事項の

欄 中

10 県立学校の職員が職員労務及び労働組合関係の承認に關する事項

を

10 県立学校の職員が職員労務及び労働組合関係の承認に關する事項」に改め、同表五の項事項の

欄 中

1 文化財保護法(昭和二十五法律第三十四号)による次等
10 第六十一條第一項の規定による事件の審査に關する事項
11 第六十三條の二第一項及び第三項の規定による職員の懲戒に關する事項

を

1 文化財保護法(昭和二十五法律第三十四号)による次等
10 第六十一條第一項の規定による事件の審査に關する事項
11 第六十三條の二第一項及び第三項の規定による職員の懲戒に關する事項

に改める。

別表第二教育事務所長共通専決事項の項中

1 市町村立学校
1 市町村立教育委員会の職務に關する事項
2 市町村立学校の非常勤職員(地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する職階の職を占める職員(以下「市町村立非常勤職員」という。)を置く)の任用に關する事項

を

1 職員労務
1 職員労務の職員が職務に關する事項
2 職員労務の職員が職務に關する事項
3 市町村立学校の非常勤職員(地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する職階の職を占める職員(以下「市町村立非常勤職員」という。)を置く)の任用に關する事項

に改め、

同表教育機関の長共通専決事項の項事項の欄中

3 職員の職務(住居、通勤、昇進、昇格、異動、退職、退職金の決定に關する事項)
4 職員の給与(勤務命令に關する事項(労働法に定める年俸の算定に關する事項)を除く)の決定に關する事項

を

3 職員の職務(住居、通勤、昇進、昇格、異動、退職、退職金の決定に關する事項)

に改め、同表県立

学校長共通専決事項の項事項の欄中

10 職員の専任業務の承認に關する事項

を

10 職員の専任業務の承認に關する事項

に、

2 宮崎県立学校(特別支援学校)の職員が職務に關する事項(労働法に定める年俸の算定に關する事項)を除く)の決定に關する事項(以下「市町村立非常勤職員」という。)を置く)の任用に關する事項

を

2 宮崎県立学校(特別支援学校)の職員が職務に關する事項(労働法に定める年俸の算定に關する事項)を除く)の決定に關する事項(以下「市町村立非常勤職員」という。)を置く)の任用に關する事項

に改める。

別表第四の一の項中

3 宮崎県立運動公園の開設に關する事項(平成十七年宮崎県規則第十七号)以下(以下「規則」という。)第三條の規定に基づき宮崎県教育委員会に委任された事務のうち、次に掲げるものを除く)に關する事項
10 規則別表の一の二の事務
11 規則別表の一の三の事務
12 規則別表の一の四の事務

を

3 宮崎県立運動公園の開設に關する事項(平成十七年宮崎県規則第十七号)以下(以下「規則」という。)第三條の規定に基づき宮崎県教育委員会に委任された事務のうち、次に掲げるものを除く)に關する事項
10 規則別表の一の二の事務
11 規則別表の一の三の事務
12 規則別表の一の四の事務

に改め、同

表中七の項及び八の項を削り、同表中九の項を七の項とし、十の項を八の項とする。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

宮崎県総合運動公園武道館使用料減免規程を廃止する訓令をここに公表する。

平成十八年三月三十一日

宮崎県教育委員会教育長 高山 耕 吉

宮崎県教育委員会教育長訓令申第三号

本 庁

宮崎県教育庁スポーツ指導センター

宮崎県総合運動公園武道館使用料減免規程を廃止する訓令

宮崎県総合運動公園武道館使用料減免規程（平成十年宮崎県教育委員会教育長訓令申第六号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。